

弁護士業務の領域拡大について

1 日弁連及び東京弁護士会での取り組み

弁護士業務の領域拡大に関しては、弁護士業務に関連する各種委員会内の部会等で喫緊の課題などを検討していると思われるが、特に弁護士の「業務拡大」「領域拡大」ということに特化して検討している委員会としては、日弁連及び東京弁護士会に共通する組織としては、弁護士業務改革委員会（以下「業革委員会」という。）、東京弁護士会では弁護士活動領域拡大推進本部（以下「領域拡大本部」という。）が挙げられる。

また委員会以外にも、各種専門分野に特化したセンターとして、東京弁護士会では、中小企業法律支援センター、自治体等連携センターなどがあり、また、日弁連においてはそれらに加えて、信託センター、行政問題対応センターなどが挙げられる。

2 業革委員会での取り組み概要

(1) 日弁連及び東京弁護士会における組織

日弁連及び東京弁護士会における業革委員会は、弁護士業務に繋がりうる先端分野などに関して、理事者から当該研究分野に関する研究を命じられて研究をする場合や、委員会の委員からテーマが挙がり、それらを研究していくという活動をしている。

以前は、その研究分野が具体的な弁護士業務と結びつくまでに至り、その分野のみでの活動が可能となった場合には、業革委員会から切り離して弁護士会内での活動に告げていくというのがこれまでの組織化の流れであった。

具体例としては、日弁連においても東京弁護士会においても、業革委員会内の部会として研究をしていた中小企業法律支援、自治体との連携支援（条例制定に関するアドバイスから、自治体の債権管理等）に関して研究を重ね、その後、中小企業法律支援センターや自治体等連携センターという形でセンター化して、全会員が参加できるような組織を構築してきた。

ただし、東京弁護士会においては、近年の財政の見直し、また、職員の業務過多の防止の観点から委員会等の増設がなかなか難しくなっており、業革委員会内の部会やPTとして研究を継続し続けているという活動となっている（具体的には、東京弁護士会の行革委員会では、信託PTが設置されているが、しばらくはセンター化は難しいと考えている。）。

(2) 各センター等の具体的な活動内容

まず、日弁連においては、行政処分後に取消訴訟等の行政訴訟のみに関与したのではその勝訴率からして時すでに遅しであるという事から、刑事弁護における捜査段階からの弁護士の関与と同様に行政処分前の行政調査等の初期の段階から全行政過程に弁護士が関与すべきであるとして行政弁護部会を立ち上げて、生活保護申請段階からの関与、税務調査や保険医の個別指導の立ち合いなどの研究をし、その後、行政訴訟センターの名称変更及び活動内容の変更に関して、令和2年2月の日弁連理事会で承認され、行政問題対応センターが設立された。なお、同センター設立時から現在に至るまで、事務局長、事務局次長を親和会の会員が務め、また、行政弁護部会における産業廃棄物をめぐる勉強会の講師も同様に親和会の会員が務めるなど、当該分野における研究のトップランナーを親和会が担っていくことが期待される。また、親和全期会に置いても、令和4年度に保険医の個別指導の立ち合いに関する研修を開催している。

また、信託センターにおいても、民事信託ガイドラインを起案して日弁連理事会の決議を経て公布されているところであるが、昨今の司法書士が組成した信託契約書を無効とした東京地裁の判決を契機として、適正な信託契約書の組成を弁護士こそが担うべきであるという啓蒙活動を行い、また、全国の各金融機関との協定締結に向けて活動をしている。他方で、東京弁護士会の業革委員会内の信託PTにおいては、東京弁護士会と協定を締結している三井住友信託銀行からの信託契約書のチェックや信金からの依頼による信金の顧

客からの相談業務等に関して、法律相談センターにおいて信託相談名簿を設けて、研修を受けた相談名簿掲載の会員によって業務の受任に至っている。なお、上記信託PTの座長も親和会の会員が設置当初から務めており、過去に親和会の夏期合宿での研修も行ったところであり、行政弁護同様、民事信託の分野も親和会が引っ張っていくことが期待される。

また、設置されてから年数が経過しているセンターとしては、業革委員会内の部会として研究をしていた中小企業支援及び自治体との連携支援に関して、中小企業法律支援センター及び自治体等連携センターという形でセンター化して、全会員が参加できるような組織を構築し、当該分野で先鋭的に活動をし、また、東京三会の連絡協議会等でも親和会会員が中心的な役割を担っている。

(3) 東京弁護士会業革委員における部会の内容

上記以外の東京弁護士会の業革委員会の具体的な活動としては、組織内弁護士の増加が見込まれたことから10年以上前にインハウス部会を設置して、インハウスロイヤーそのものの研究や交流を図ることはもちろん、インハウスから見た求めるべき外部弁護士をテーマに夏期合研やリブランなどで東弁会員に情報を提供している。本年度、親和会から初のインハウスロイヤーの副会長を輩出したところであるが、業革委員会の担当副会長としてインハウス部会にも積極的に参加し、部会員との懇談等を通じて、弁護士会の活動に関する理解を深めてもらっているところである。

また、センター化等による外出しには至っていないが、マンション管理適正化法の改正、またその後の区分所有法の改正等にも対応するべく、マンション管理業務に特化したマンション管理士や管理業務主任者試験合格者という有資格者で構成される専門相談窓口の設置を目指してマンション管理部会と設置し、究極的には東弁会員によるマンションの第三者管理やマンション管理組合の監事就任を実現できるよう活動をしている。

そして、前述のとおり、日弁連の信託センターに対応する受け皿組織として信託法PTを設置し、東京弁護士会と協定を結んでいる三井住友信託銀行からの信託契約書の組成業務の受任や、東京都税理士会との定期的な勉強会や合同で信託相談会の実施なども行っており、東京都内の信金への訪問・説明活動など、弁護士が関与することによる適切な民事信託の実現に向けた啓もう活動も行っている。

また、信託同様に、他士業との業際問題が先鋭化している遺言相続問題に対応するため遺言相続PTを設置し、東京弁護士会と協定を結んでいる東京不動産鑑定士協会との定期的な勉強会や合同で不動産をめぐる問題の合同相談会を開催している。

更には、スポーツ仲裁センター設置やスポーツ基本法制定などの動きに先だって、スポーツ法PTを設置し、スポーツ仲裁センターの仲裁委員就任や、弁護士による各種スポーツ団体の外部理事・監事、委員、または研修会の担当講師となる人材を送り出している。今年度に関弁連においてもスポーツ法関係の委員会が設置されたが、その設置にも東京弁護士会の会員が大きな貢献をしており、もちろん、親和会の若手会員による積極的な活動がされているところである。

2 領域拡大本部での取り組み

領域拡大本部内においても法改正に対応する形で所有者不明管理不全不動産利活用部会が本年度の夏期合研の集中討論で発表したところであるが、所有者不明・管理不全不動産管理人業務等に関して東京地裁民事第22部とも定期的に意見交換をしながら、直近の法改正によって制度化された不動産管理業務を円滑適正に遂行できるよう研究を行っている。

また、空き家問題に対応する空き家部会においても世田谷区をはじめとした自治体と継続して講師の派遣や、実際の空き家問題への対応などを行っている。

なお、現在、領域拡大本部は、若手会員総合支援センターと合同して全体会を開催していることもあり、その他詳細は若手会員支援の項目をご参照されたい。

3 別分野を目的とする組織における取組へ一例として男女共同参画推進本部～

男女共同参画推進本部内に、東京弁護士会の会「内」の男女共同参画に向けた取り組みを行うチームと、会「外」のチームがあり、その会外チームが現在は「社外役員名簿推進チーム」となり、東京弁護士会所属の女性会員を上場企業を中心とした会社の社外役員として紹介し、もって企業のガバナンス等に貢献できるように、社外役員名簿を整備して各社に推薦するという取り組みを行っているが、その成果が徐々に出来始めおり、また、定期的に女性会員による意見交換・交流会を開催し、また、女性会員に限らず社外取締役就任に向けた研修会を開催している。この座長も当初から親和会の女性会員が担っており、また、親和会の会員においても、女性に限らず社外役員に就任している会員も多数おり、また、会社という関連でいえば、前述のインハウスロイヤーも多数いることから、今後、親和会内においても、社外役員就任に向けた研修等を行っていくことが期待される。

そして、各種委員会が協力をして活動することが期待される分野として、近年の学校問題に対応するためのスクールロイヤーの育成に関し、自治体からの問い合わせ窓口は自治体連携センターであるが、子どもの権利委員会、民暴委員会、業革委員会が協力して弁護士会としての人員派遣に向けた検討をしている。これは、文科省がスクールロイヤーに関する予算付けをするという動きがあったことから、東京弁護士会でも新たなる業務分野として検討をしていたところであるが、今年度において具体的かつ活発な活動に至っているかという点においては、「スクールロイヤー」の範囲に関する定義づけや、まだまだ自治体の需要の掘り起こしも含め、課題があるといえる分野である。なお、私立に関しては顧問弁護士や個別の伝手による対応などが多いと思われ、この点に関しても、需要を満たす供給に関して、研究する必要があるテーマであると思われる。

4 弁護士会に臨むこと

日弁連に対しては、会員増に伴い全国の会員の平均収入が減少傾向にあるなどの問題が指摘されて久しいところ、マンパワーの乏しい小規模単位会のためにも、新たな業務分野の開拓、また、開拓後の業務対応が可能となるような組織づくりが求められよう。

そして、東京弁護士会の課題としては、財政問題も関連するため安易に新たな委員会やセンター等の新組織の増設は困難であると思料するが、より能動的・積極的な活動を促すためにも組織の統廃合などを見直す時期に来ていると思料する。すべての委員会に所属することができない以上、より効率的な活動を実現すべく、新分野の研究、それが花開いた後の継続的な活動、そして、クロージングの是非なども含めたP D C Aサイクルの徹底検証をすべきではないかと思料する。

ただし、委員会における委員の人数にも限界があり、現在、業革委員会では委員の数が約100名であるが、同時に幹事の数も約100名となっており、これは本来の姿からすれば歪な状況になっている。なお、委員会の委員の制限を設けていない大阪弁護士会では業革委員の登録者数は500名から600名となっていると聞いている。現在は、類似分野と思われるものの、別の委員会組織であることから、多数の会員が委員として活動できているという側面もあることから、仮に組織の統廃合をする場合には、それによって会員の委員会活動に対する意欲の減少や、大規模になりすぎることによる活動停滞を招くのは本末転倒であることから、慎重な検討も求められるところである。

また、業務拡大に関しては、別の見方をすれば、市民・企業の潜在的な需要の掘り起こしが必要であり、そのための適切な情報提供がなければ市民からのアクセスは実現されず、結局、弁護士会内での内部的な研究・研鑽に終わってしまう。

そこで、市民がこの分野の弁護士に相談したいという需要にこたえるための弁護士会の状況供給として、東京弁護士会においては、一般法律相談に加えて、分野別の法律相談業務を行っているが、それを一步進めて、専門分野または注力分野に関する認定制度を設けて、その認定を受けたものは当該「専門」「注力分野」の広告を可能とするというような

専門認定制度の創設も検討すべきであるという観点から、現在、日弁連の業革委員会内で専門認定・広告問題PTを設置して、研究をしているところである。

これにより、いかなる分野が弁護士会として設定している一般的な分野であるか、また、ニッチな専門分野であるものの、その分野に関しては「専門家がいる=業務としての成果がある」ということを市民に対して情報提供ができ、それによって、昨今問題となっている回収が非常に困難であるにもかかわらず恰も容易に回収ができるかのような過剰・不当広告をして、懲戒事例を生んでいる国際ロマンス詐欺被害者に対する二次被害を発生させてしまった広告問題にも一定の対応をすることができ、また、専門認定を受けるためには日弁連乃至単位会による継続的な研修や委員会活動を行うことが必須となり、副次的効果として弁護士会への帰属意識や弁護士会の活動の活性化なども図られ、会務離れの抑止、ひいては弁護士自治の強化に繋がることも期待して、現在日弁連では研究を行っているところである。もちろん、「専門認定」というと、その認定を受けていない弁護士が恰も専門家ではないと思われかねないということで、そのような制度を設けること自体に対する強い反対意見も根強くあることは承知しているが、ネット集客をしていない従来型の人が人を呼ぶというスタイルで業務を維持している弁護士は、そもそも専門認定されようがされまいがそれを世間向けに公表することなる自身の顧客を維持できていることから、何ら自身の顧客減には繋がらないはずであり、むしろ、ネット集客を行っている事務所にとっては、専門分野に関する適切な研修等を受け、その認定を受けていることは市民にとっても適切な司法アクセスに繋がり、潜在的な需要の掘り起こしにつながるはずであり、現にドイツ等の諸外国では、専門分野の認定によって、地方の弁護士の業務が増加したというデータも上がっているところであり、導入に向けて前向きな検討を期待したいところである。

以上